

【重要】

「学生支援緊急給付金給付事業」の今後の検討に向けた調査について御案内させていただきます。

事務連絡
令和3年3月3日

各都道府県教育委員会専修学校所管課
各都道府県専修学校所管課
専修学校を置く国立大学法人担当課 御中
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

学生支援緊急給付金（「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』）
に関する調査（依頼）

平素は文部科学行政に格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、新たに創設された学生支援緊急給付金給付事業（令和2年5月19日閣議決定）については、各大学等にご協力をいただきながら、これまで約42万人の学生等に支援を行ってまいりました。

本年2月10日に再々追加配分を実施したところ、再々追加配分に先立って実施した本年1月の調査への回答を失念していた等の御相談をいただいたことを踏まえ、再度調査を実施致します。なお、本年1月の調査にご回答いただいた学校であっても、本調査にご回答いただくことは差し支えありません。

また、仮に追加配分を実施する場合、本年度内に大学等からに独立行政法人日本学生支援機構に推薦いただくこととなります。

各都道府県におかれては所轄の専修学校専門課程（以下、「専門学校」という。）に対して、各都道府県教育委員会に置かれては所管の専門学校に対して、国立大学法人におかれてはその設置する専門学校に対して、厚生労働省におかれては所管の専門学校に対して、本件について必ず周知されるようお願いいたします。

記

以下の【対象】に該当する生徒がいる専門学校については、下記の調査フォームに御回答ください。【対象】となり得る生徒がいない専門学校は、御回答いただく必要はありません。

【対象】※本年1月に調査した【対象】と同じ

- ・過去に申請があり、対象外とした生徒の中で、その後の家計急変等によって要件を満たすことになった生徒がいる。
- ・これまでの推薦において10万円の支給が完了した生徒の中で、その後、20万円支給の対象者（非課税世帯）であることが判明した生徒が在籍している。
- ・学校側の事務手続きの誤りによって、追加推薦のための状況調査に回答できておらず、保留者として推薦が完了していない生徒がいる。
- ・7月以降に高等教育の修学支援新制度（家計急変含む）や貸与型の家計急変採用、緊急特別無利子奨学金採用等に申請した生徒の中で本給付金の要件を満たす生徒がいる。

【留意点】

- ・今回の調査を基に再追加配分を実施する場合でも、過去に推薦した者を再度推薦することはできません。（但し、10万円支給後に非課税世帯であることが判明した場合は可）
- ・回答にあたっては、多子世帯やひとり親世帯を含め推薦すべき者の推薦漏れがないかどうか、ご注意ください。

【回答期限】

令和3年3月15日（月）正午（厳守）

※期限を過ぎた回答は受け付けません。

【回答フォーム】

以下のURLから直接、回答すること。

https://pf.mext.go.jp/admission/tuikakyuhukintyosa_3.html

※対象者がいる場合のみ、御回答ください。対象者がいない場合は回答不要です。

（本件問合せ先）

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
専修学校教育振興室

e-mail: kyuhugata-senkaku@mext.go.jp

※ お問合せは、メールにてお願いします。

※メールの件名は「【学校名】学生支援緊急給付金についての質問」とご記載ください。